

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会第8回議事要旨

1. 日時 平成20年9月26日(金) 15:00~17:00

2. 場所 総務省地下2階 第1・2・3会議室

3. 出席者 (敬称略)

(構成員)

相磯 秀夫、井上 恵吾、加藤 秀次、菊池 尚人、岸原 孝昌、木村 たま代、楠 正憲、桑子 博行、小泉 文明、国分 明男、越山 昌則、関 聡司、高橋 大洋、竹之内 剛、立石 聡明、田野 弘、田村 二葉(高橋構成員代理)、長田 三紀、春田 真、平澤 弘樹、長谷部 恭男、別所 直哉、堀部 政男、松山 隆司、山下 康史(丸橋構成員代理)、森 亮二、北村 和広(若井構成員代理)

※岡村構成員、斎藤構成員、坂田構成員、高橋構成員(國學院大学)、山口構成員、吉川構成員は欠席。

(オブザーバー)

内閣官房IT担当室内閣参事官、内閣府政策統括官付参事官(青少年育成担当)、警察庁情報技術犯罪対策課、経済産業省情報経済課、文部科学省青少年課

(総務省)

桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、長塩データ通信課長、田原電気通信技術システム課長、片桐電気通信技術システム課企画官、二宮消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、岡村消費者行政課長補佐、大内消費者行政課長補佐、室橋消費者行政課長補佐

4. 議事

(1) 開会

(2) 議題について

(i) 各WGからの報告

(ア) 基本的枠組WG (WG1)

(イ) 自主的取組WG (WG2)

(ウ) 親子のICTメディアリテラシーWG (WG3)

(エ) 技術検討WG (WG4)

- (ii) その他
- (3) 閉会

5. 議事概要

- (1) 開会
- (2) 議事について
 - (i) 各WGからの報告

- (ア) 基本的枠組みWG (WG 1)

資料4に沿って、WG1の森亮二主査から説明。その後、以下のやり取り。

- 資料にもあるように、非協力的なISPは減って状況は徐々に良くなっているが、有害情報については削除率が相変わらず低い。硫化水素の件については、違法ではないという理由で消さないことが多い。参考までに海外の事例だが、アイルランドにISPが資金を出し合って運営しているホットラインセンターのような自主的取組の組織があるところ。最近、そこに加入していないISPを公表し、それがマスコミに取り上げられ、ついには法務大臣が未加入のISPの法的責任を追及すると発言したことがあった。公表に到るきっかけは何かあったと思うが、善悪の線引きがあるとよいと思う。
- 違法情報については法律という判断基準があるが、一方で有害情報の判断基準については、どれくらい明確になっているのか。どのように判断基準が定められ、運用されているのか。
- 次のWG2の中で報告する話になるが、業界団体で構成される連絡会においてガイドラインや指針を示す形をとっており、その中でどのような形で判断すればいいかということについて検討が行われている。硫化水素の件が有害情報にあたるかどうかの結論はまだ出ていないが、社会的には有害にあたるのではないかという方向性で検討が行われている。

- (イ) 自主的取組WG (WG 2)

資料5に基づき、WG2の桑子博行主査より説明。

- (ウ) 親子のICTメディアリテラシーWG (WG 3) 資料6に基づき、WG3の菊池尚人主査より説明。その後、以下のやり取り。

- 様々な取組が行われているようだが、民間だけではなく、省庁間の協力も必要。各省庁、PTA、事業者で連携してやってほしい。また、WG3では様々な取組が発表されたが、それらの取組が、実際に青少年に届く仕掛けを作ってほしい。保護者や国民にアピールできるような仕組みづくりをお願いしたい。

○ P T Aの方で、保護者たちに伝わっていくように、今回の資料（資料6）について活用してもよいか。

→ 是非お願いしたい。

○ 諸外国のリテラシーに関する取組について調査は行われているのか。

→これまでリテラシーに関しては体系的な調査はできていないが、本日報告のあった4つのWGすべてにおいて、諸外国の調査も必要だという認識。事務局としてもできる限り頑張っていきたい。

○ WG3の報告ではネットリテラシーに対する学校や教員の意識レベルが低いというトーンになっているが、最近はむしろ意識が低いというよりは様々な事件等を通して過剰反応をしているように見える。文部科学省でも様々な取組を行っていると思う。いろいろなところでリテラシーは議論となっているが、全体のバランスを見て抜けているところを補足していけるような仕組みづくりができればよい。

（エ）技術検討WG（WG4）

資料7に基づき、WG4の松山隆司主査より説明。その後、以下のやり取り。

○ 4つのWGの報告を聞いていて、この違法・有害情報対策については、行き過ぎた仕組みとなると良くないという共通の認識を感じた。インターネット上の様々な情報に過剰反応をするのではなく、溶かしていく努力を見せていければいいと思う。そういう仕組みづくりを行っていくことが重要。過剰な規制になってはいけない。

○ インターネットの世界では、全てオープンでなんでもできるという感じではもはや立ち行かない。事業者の立場、P T Aの子どもを育てるという立場、行政という立場で、できることがそれぞれあると思う。それぞれの立場でできることを明確にしてきちんと行っていかなければならない。

○ いろいろな事件が起こっているが、冷静に原因が分析されず、インターネットが原因ということにされている。硫化水素の問題も、実際にはテレビで放映されたことにより注目が集まったと言える。事件との因果関係が科学的に証明されるまでは、過剰な規制を行うべきではなく、インターネットの多様性を残しておくことが大切。

○ インターネットの社会で、科学的なデータを国は取れないのではないかとすれば民間だけ。I S Pやサイト運営者など、データを取ることができる民間がそれを抱え込んでしまっていることが問題。社会のためにどうしていくかという検討をしていただきたい。

○ 事件が起こるたびに、どうして法律がないのか、なぜ規制されていない

のかという取材や問い合わせを受ける。事件ベースでなにかあるとそれが規制されていないのはおかしいという議論になるが、なんでも規制すればいいというわけではない。WG1ではそれが共有できていたと思う。

○ WG2としては、マスコミと一緒に検討することも必要だという認識。

- ・ 次回検討会は11月を予定。

(3) 閉会

(以上)